

各自治会・町内会会長の皆さま

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について（回覧依頼）

秋涼の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度の開始に伴い、平成27年10月から11月下旬を目途に皆さまの住民票の住所にマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」が送付されます。

また、平成28年1月から社会保障・税・災害分野の手続きでマイナンバーの利用が開始されるほか、希望者には「個人番号カード」が交付されます。

今回は、こうしたマイナンバー制度についてのお知らせ資料を作成いたしましたので、自治会・町内会での回覧に御協力をお願いいたします。

1 回覧資料

「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について」（A4両面）

2 回覧時期

お早目に回覧いただきたくお願いいたします。

3 その他

マイナンバー制度の導入等を機に、個人番号カードを利用して、コンビニで証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の導入の検討など、証明発行サービスや窓口の効率化・利便性向上に向けて検討を進めています。

市民局窓口サービス課
担当：平田・藤塚・加藤
TEL：045-671-2176
FAX：045-664-5295

社会保障と税制度で利用する12桁の番号

住民票の住所に マイナンバーを お届けします

マイナンバーは
28年1月から使います。
通知カードは
大切にしてください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

27年10月5日

- 一人ひとりのマイナンバー(個人番号)が決まります

27年11月
下旬まで

- 通知カードを順次郵送予定

通知カードが
届いたら

- 希望者は個人番号カードの申請書を郵送

28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の分野で、マイナンバーの利用が開始
- 申請書を郵送した人に個人番号カードを交付

27年10月以降～

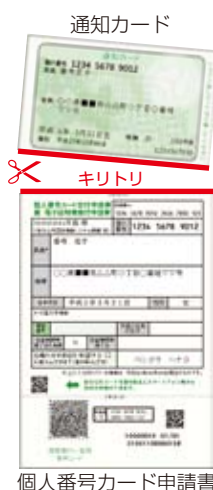
住民票の住所に「通知カード」を送ります

- 世帯分の「通知カード」を簡易書留で送ります

通知カードには、マイナンバーが記載されています。今後、区役所の窓口などで、マイナンバーを確認する際に使用します

- 「個人番号カード」の申請書が同封されます

個人番号カードを希望する人は、顔写真を貼付して郵送してください



個人番号カード申請書

通知カードを切り離してください。
個人番号カードの申請書として
利用できます

28年1月以降～

各種申請書類に個人番号を記載します

社会保障・税・災害対策の分野で、法律などに定められた事務の申請書にマイナンバーを記載するようになります

希望者に個人番号カードを交付します

個人番号カードにはマイナンバーも記載されています。顔写真付きなので本人確認資料としても使用できます(初回交付は無料)



個人番号カードイメージ

「コンビニ交付サービス」の導入を検討しています

横浜市では、マイナンバー制度の導入を契機とし、個人番号カードを利用してコンビニで証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の導入を検討しています。

ご注意

マイナンバーを伝える際は、提供相手とその利用目的を必ず確認してください。
知らない会社から、電話等でマイナンバーを聞かれることはありません。

横浜市マイナンバー制度コールセンター

☎ 0570-045-506 9時～17時
(日曜、祝日、年末年始を除く)

※一部IP電話などでつながらない場合は ☎ 367-5272へ

FAX 664-5917(横浜市総務局行政・情報マネジメント課)

HP www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/gyosei/mynumber/

内閣府コールセンター ☎ 0570-20-0178 9時30分～17時30分(土・日曜、祝日、年末年始を除く)



社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)がはじまります

Q マイナンバー(個人番号)とは？

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりがつもつ12桁の番号です。マイナンバーは、漏えいにより悪用される可能性がある場合を除き、原則として変わりません。

Q マイナンバー制度ってなに？

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各行政機関等が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって、国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなメリットが期待されています。

マイナンバー制度のメリット

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります

行政事務の効率化

行政手続が、正確で迅速になります
年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります

公平・公正な社会の実現

所得や社会保障の給付などを把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します

Q いつから必要になるの？

28年1月から各行政機関等で、社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要になります。

- 税金や福祉の手続きなどで窓口にお越しの際には、【個人番号カード】又は【通知カードと写真付きの本人確認資料(運転免許証など)】をお持ちください。
- 民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員やその家族等のマイナンバーが必要になります。

Q 個人情報の保護は大丈夫？

制度面とシステム面から、安心・安全な仕組みづくりを進めています。

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集するには本人確認が義務付けられています。

システム面

- 個人情報は、特定の機関が一括で所有することではなく、今までどおり各行政機関等が分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 他の行政機関等との情報のやりとりは、暗号化して行います。